

《農地法第4条・5条 許可申請》

★受付締切日は、原則として**毎月8日**です。

但し、8日が休日の場合、前日の開庁日までとします。

★提出部数は、【**正・副2部**】です。

土地の登記 事項証明書	<p><法務局>全部事項証明書</p> <p>①現住所と登記の住所が相違する場合は、住民票を添付</p> <p>②相続登記未了の場合（いずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続登記終了後に申請（原則） ・相続人全員による共同申請 ・遺産分割協議書あるいは相続放棄同意書
譲受人が 法人の場合	<p>①法人の登記事項証明書<法務局>、定款又は寄付行為の写しのいずれか（定款又は寄付行為の写しは代表者の原本証明要）</p> <p>②法人格のない団体の場合、会則、役員名簿、総会資料等</p>
位 置 図	<p>①申請地の位置及び周辺の状況図面</p> <p>②申請地を赤で表示し、方位を記入</p>
地籍図又は 字 限 図	<p><法務局></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法務局保管の写し ・登記情報提供サービスで取得した場合 入手日、入手者の住所・氏名を記載し押印 ・隣接地の地目を明示、農地の場合は、土地所有者・耕作者も明示 ・申請地及び里道を赤、水路を青で明示し、方位を記入
地積測量図	一部転用の場合、転用部分を示す有資格者の測量図
事業計画図	<p>①建築物の場合、平面図、立面図、配置図等</p> <p>②進入路、用排水施設、申請土地の利用計画を明示</p> <p>③駐車場を設けるときは、駐車区画、駐車台数と面積を明示</p> <p>④露天資材置場の場合、何をどこに置くかを明示</p> <p>⑤申請面積が1,000㎡以上の場合、造成高を明示（面積が1,000㎡以上かつ1m以上の切土・盛土が必要な場合は、県民局環境課への届出を行うこと）</p> <p>⑥転用面積が事業の目的からみて適正である根拠</p> <p>⑦代替地の検討が必要な場合は、選定条件及び候補地一覧、選定結果及び当該農地の選定理由を記載すること。（農地区分が第1種の例外的許可事由に当たる場合及び第2種農地等に該当する場合等。詳しくはお問合せください。）</p>
経費見積書	土地代・造成費・建築費
資 金 証 明	<p>①金融機関の残高証明書、融資証明書・事前審査結果等</p> <p>②親族等からの融資の場合、承諾書・残高証明書</p> <p>③公庫資金の場合、借入申込書（受付印）の写し</p>

同意書又は 疎明書※	①地役権者、抵当権者、仮登記権者 ②自治会長、水利管理者 ③隣接した農地がある場合、隣接地の所有者、耕作者 ④取水又は排水に係る水路管理者、漁業権者等
ほ場整備中 の場 合	非農地設定がされている場合 ①一時利用指定通知書（写し） ②確約書（原本） ③異種目換地指定通知書（写し） ④証明書（原本）
小 作 地 の 場 合	合意解約書の写し
土地改良区 の 意 見 書	土地改良区の地区内の場合
農 振 法 に よる 証 明 書	<令和7年6月から証明書の添付が省略可となりました> 省略される場合は、必ず申請前に農林水産課で農振法による農振農用地区域外であることをご確認ください。
官民境界協定 （写し）	申請地内に、市所管の里道・水路が含まれている場合 （現況のまま残置する場合は不要）
一 時 転 用 の 場 合	①農地復元の確認書（時期を明示） ②農地復元に要する見積書及び資金証明書
無断転用の 追認の場合	始末書、現況写真（転用が認められるとは限りません。）
他 法 令 の 許 可 見 込 み	関係法令の許可申請等の手続きを行うこと 関係法令の手続き未了で許可見込みが判断できない場合は、許可されません
都市計画法第29条第1項第2号に該当する「農家住宅」或いは「農業用倉庫」の場合、農地転用申請と並行して、都市計画法施行規則第60条に規定する「証明願」を同時に提出して下さい。	

※特別な事情で同意書が取れない場合は、説明を行った日時・説明内容及び同意が取れない理由を記載した疎明書を添付

○転用目的欄

鶏 舎	採卵、ブロイラー	倉庫、作業場	農業用、建築業の別
公 共 施 設	公民館、地区集会場 (補助事業名を記入)	進 入 路	住宅用、工場用の別
工 場	業種を記入	物 置	家庭用は、物置
店 舗	〃	露 天 駐 車 場	〇〇用駐車場
事 務 所	〃	露 天 資 材 置 場	〇〇用資材置場
		植 林	樹種を記入

※証明書等は、申請日時時点で発行から3か月以内のものを添付してください。